資治通鑑　第 136 巻

令和 3 年 10 月 22 日

【齊紀二】　起閼逢困敦，盡屠維大荒落，凡六年。

■南齊、●北魏、続国訳漢文大成．経子史部 第 8 巻 142p

世祖武皇帝上之下永明二年（甲子，４８４年）

■［竟陵王子良の八友］春，正月，乙亥（２日），後將軍の**柳世隆**を以て尚書右僕射と為す。竟陵王の**子良**を護軍將軍と為し司徒を兼ね，兵を領し佐を置き，西州に鎮せしむ。**子良**は少きときは清尚有り，意は賓客に傾き，才俊之士は，皆な其の門に游集する。西邸（雞籠山にあり、江蘇省金陵道江寧道の北、現・南京市江寧区）を開き，多く古人の器服を聚め以て之を充たす。記室參軍（書記）の**范雲**、**蕭琛**、樂安の**任昉**、法曹參軍（刑法官）の**王融**、衛軍の東閣祭酒の**蕭衍**（梁の始祖）、鎮西功曹の**謝朓**、步兵校尉の**沈約**、揚州の秀才の吳郡の**陸倕**，並びて文學を以て，尤も待して親しくせ見れ，號して八友と曰う。法曹參軍の**柳惲**、太學博士の**王僧孺**、南徐州の秀才の濟陽の**江革**、(8-143p)尚書殿中郎（魏晉以来尚書の諸曹、殿中郎は諸曹の首たり）の**范縝**、會稽の**孔休源**は亦た焉に預る。**琛**は，**惠開**（131 巻宋明帝泰始元年二年）之從子。**惲**は，**元景**（武功で宋の文帝武帝帝に顕れる）之從孫。**融**は，**僧達**之孫。**衍**は，**順之**（太祖の族弟）之子。**朓**は，**述**（123 巻宋文帝元嘉 17 年）之孫。**約**は，**璞**（盱眙を守り功あり、元嘉 27 年孝武帝孝建初に誅殺）之子。**僧孺**は，**雅**（107 巻晉孝武太元 15 年）之曾孫。**縝**は，**雲**之從兄也。

■［范縝と子良の神論争］**子良**は**釋氏**（釈迦、仏教）を好むに篤く，名僧を招致し，佛法を講論す。道俗之盛んなるは，江左（長江の南岸）未だ有らず。或いは親ら衆僧の為に食を賦し、水を行い，世は頗る以て宰相の體を失うと為す。**范縝**は盛んに佛無しを稱す。**子良**は曰く、

「君は因果を信ぜす，何をか富貴、貧賤有るを得んや？」

縝は曰く、

「人生は樹花の同じく發き，風に隨いて而して散る如し。或いは簾幌を拂い茵（しとね）席之上に墜ち，或いは籬牆に關されて糞溷（汚れ）之中に落つ。茵席に墜ちる者は，殿下は是れ也。糞溷に落ちる者は，下官（自分自身）は是れ也。貴賤は復た途を殊にすると雖も，因果は竟に何處に在るや！」

子良は以て難ずる無し。**縝**は又た《神滅論》を著し，以て為す、

「形者は神之質，神者は形之用也。神之形に於けるや，猶ほ利之刀に於けるごとし。未だ刀が沒して而して利の存するを聞かず，豈に形は亡びて而して神は在る容けんや哉！」

此の論出でて，朝野は喧嘩して，之を難じ，終に屈する能わず。太原の**王琰**は論を著して**縝**を譏りて曰く、

「嗚呼**范子**かな！曾ち其の先祖の神靈の在る所を知らずや！」

以て**縝**を後對を杜ぐを欲す。**縝**は對えて曰く、

「嗚呼**王子**かな！其の先祖の神靈の在る所を知り，身を殺して以て之に從う能わず！」

子良は**王融**をして之に謂って曰は使めて、

「卿の才美しきを以てせば，何ぞ中書郎（中書侍郎）に至らずを患えん。而るに故らに乖剌（離れ背く）して此の論を為る，甚だ惜しむ可き也！宜しく急に之を毀棄すべし。」

縝は大いに笑いて曰く、

「**范縝**をして論を賣って官を取らしめば，已に、令僕（尚書令や僕射）に至りしかな矣，何の但だ中書郎のみ邪！」

蕭衍は籌略（謀略）を好み，文武に才幹有り，**王儉**は深く之を器の異とし，曰く、
「**蕭郎**は三十を出れば，貴びて言う可からず。」

■壬寅（２９日），**柳世隆**を以て尚書左僕射と為し，丹陽尹の**李安民**を右僕射と為し，**王儉**をして丹陽尹を領せしむ。
●**夏，四月**，甲寅（１２日），**魏主**は方山に如く。戊午（１６日），宮に還る。庚申（１８日），鴻池（旋鴻池、涼城郡旋鴻の東山の下東西二里南北四里、太祖天興二年鴻雁池を平城に穿つ）に如く。丁卯（２５日），宮に還る。
■**五月，甲申**（１３日），魏は員外散騎常侍の**李彪**等を遣わして來聘す。
■［四戸］**六月**，壬寅朔（１日），中書舎人の吳興の**茹法亮**を望蔡（県、豫章郡に属す）男に封じる。時に中書舎人は四人，各一省に住し，之を「四戸」と謂い，**法亮**及び臨海の**呂文顯**等を以て之と為す。既にして重權を總べ，勢いは朝廷を傾け，守宰は數々遷換して去來す，四方は餉を遺すこと，歳に數百萬。**法亮**は嘗て衆中に於いて人に語って曰く、
「何をか外祿を需（求める、族は須）求せん！(8-144p)此の一戸の中，年に百萬を辦ぜん。」
蓋し之を約言する也。後に天文に變有るに因り，**王儉**は極言す、
「**文顯**等は專權して私に徇（従）い，上天の異を見せるは，禍は四戸に由る」
上は手ずから詔して酬答し，而れども改める能わず也。
●［魏の調の制度改革］魏の舊制では、戸の調は帛二匹，絮二斤，絲一斤，谷二十斛なり。又た帛一匹二丈を入れて，之を州庫に委ね，以て調外之費に供す。調は各々土之出だす所に隨う。丁卯（２６日），詔して曰く、
「官を置き祿を班つは，之を行うこと尚しきなり矣。中原の喪亂より，茲の制は中絕す。**朕**は舊典を憲章し，始めて俸祿を班つ。戸に調の帛三匹，谷二斛九斗を增し，以て官司之祿と為す。調外に帛二匹を增す。祿を行う之後は，贓して一匹に滿つ者は死す。法を變え度を改めれば，宜しく更始を為すべし，其れ天下に大赦す。」
■**秋，七月**，甲申（１３日），皇子の**子倫**を立てて巴陵王と為す。
●乙未（２４日），**魏主**は武州山の石窟寺に如く。
●［魏の班祿は十月を始めとす］**九月**，魏は詔して，祿を班ち十月を以て始めと為し，季（三月）に別けて之を受く。舊の律では，枉法（賄賂を受け法を曲げて罪を軽減する者）は十匹，義贓（私情を以てお互い贈り物するする）は二十匹なるは，罪は死とす。是に至り，義贓は一匹，枉法は多少無く，皆な死とす。仍ほ分かちて使者に命じて，守宰之貪る者を糾按せしむ。
●［魏は外戚の李洪之の自死と、罪の寛容さ］秦、益二州刺史の恆農（魏の高祖・顕祖は李氏の出。顕祖の諱を避けて弘農を改める）の**李洪之**は外戚を以て貴顯に，治を為すに貪暴，班祿之後は，**洪之**は首として贓を以て敗る。**魏主**は命じて鎖して平城に赴かしめ，百官を集めて親しく臨みて之を數める。猶ほ其の大臣なるを以て，家に在りて自裁を聽す。自餘の守宰の贓に坐して死する者は四十餘人。祿を受ける者は跼蹐（おそれつつしみ、からだを縮める）せざるは無く，賂を賕るは殆んど絕える。然るに吏民の它罪を犯す者は，**魏主**は率ね之を寬くし，罪を疑いて讞（かどめ正しくものをいう、自白）を奏すは多く死を減じて邊に徙す，歳に千を以て計る。都下に大辟（死刑）を決するは，歳に五六人を過ぎず，州鎮は亦た簡なり。

●［魏の高閭の議論］之久しく，淮南王の**佗**は舊に依りて祿を斷たんと請うを奏し，**文明太后**は群臣を召

いて之を議せしむ。中書監の**高閭**は以て為す、
「饑寒は身に切なれば，慈母も其の子を保つ能わず。今祿を給するは，則ち廉者は以て濫無きに足り，貪る者は以て勸慕するに足る。給せざれば，則ち貪る者は其の奸（族は姦）の肆（ほしいまま）にするを得，廉者は自ら保つ能わず。淮南之議は，亦た謬（あや）まらず乎！」
詔して**閭**の議に従う。
●**閭**は又た上表して，以て為す、
「北狄（柔然）は悍（荒々しい）愚にして，禽獣に同じくす。長ずる所の者は野戦，短ずる所の者は攻城なり。若し狄之短する所を以て其の長する所を奪えば，則ち衆と雖も患と成る能わず，來たると雖も深く入る能わず。又た，狄は野澤に散居し，水草を逐うに隨い，戦うときも則ち家業と並び至り，奔るときも則ち畜牧と倶に逃げる，資糧は繼（族は齎）がず而して飲食は自ら足り，是くを以て歴代能く邊患と為る。六鎮の勢いは分かれ，衆を倍すれば鬥（たたか）（族は鬪）いあらず，互いに相い圍逼し，以て之を制し難し。秦、漢の故事に依るを請い，(8-145p)六鎮（魏世祖は柔然討伐後に降人を漠南に置く、武川・撫冥・懐朔・懐荒・柔玄・禦夷）之北に於いて長城を築き，要害之地を擇び，往往にして開門し，小城を其の側に造り，兵を置いて扞（ふせ）ぎ守れば、狄は既に城を攻めず，野掠するとも獲る無く，草盡きて則ち走り，終に必ず艾（もぐさ）を懲す。計るに六鎮は東西千里に過ぎず，一夫一月之功は，三歩之地を城（きず）く可し，強弱は相い兼ね，十萬人を用いるに過ぎず，一月に就（な）るも可なり。暫（しばら）く勞する有りと雖も，以て永く逸す可し。凡そ長城には五利有り。游防之苦を罷めるは，一也。北部の放牧して抄掠之患い無きは，二也。城に登りて敵を觀るに，逸を以て勞を待つは，三也。無時之備えを息めるは，四也。歳に常に游運（糧を行運して寒下に満たす）し，永く得て匱（とぼ）しからざるを得るは，五也。」
魏主は優しく詔して之に答える。

■［長沙王の晃の処遇に苦慮］冬，十月，丁巳（１８日），南徐州刺史の長沙王の**晃**を以て中書監と為す。初め，**太祖**の臨終では，**晃**を以て**帝**に屬し，
「輦下に於いて或（あるい）は近籓に處ら使め，遠く出で令む勿かれ。」
且つ曰く、
「宋氏が若し骨肉相い殘（そこな）うに非ざれば，它族は豈に其の弊に乗ずるを得んや！汝は深く之を誡むべし！」
舊制では、諸王は都に在りては，唯だ捉刀（護衛兵）左右四十人を置くを得るのみ。**晃**は武飾を好み，南徐州を罷めるに及び，私に數百人の仗を載せて建康に還り，禁司（諸王を防禁するを主る官）の覺る所と為り，之を江水に投げる。**帝**は之を聞き，大いに怒り，將に法を以て糾せんとし，豫章王の**嶷**は叩頭流涕して曰く、
「**晃**の罪は誠に宥すに足らず。**陛下**は當に先朝の**晃**を念（おも）えるを憶（おも）うべし。」
帝も亦た泣を垂れ，是に由りて終に異意無く，然るに亦た親寵を被らず。論者は、
「**帝**は魏文（文帝、任城・陳諸王を防禁す）よりも優れ，漢明（明帝、東海・東平諸王を友愛す）よりも減ずる」
を謂う。
■［武陵王曄の疏悖］武陵王の**曄**は才藝多く而して疏悖（荒々しい、続による、心幸×）なりて，亦た**帝**の寵無し。嘗て宴に侍し，酔って地に伏し，貂は肉拌（盤）を抄（かす）む。**帝**は笑って曰く、
「肉が貂を污す。」
對えて曰く、
「**陛下**は羽毛を愛して而して骨肉を疏んず。」

帝は悦ばず。**曄**は財を輕んじ施しを好み，故に畜積無し。後堂の山を名づけて曰く「首陽（伯夷叔斉の餓死した山）」，蓋し貧薄を怨む也。

●［高句麗王璉の二股外交］高麗王の**璉**は遣使して魏に入貢せしめ，亦た齊に入貢せしむ。時に高麗は方に強く，魏は諸國の使邸を置き，齊使は第一，高麗は之に次とす。

■［陳顯達は大度獠を制す］益州の大度獠（大度河流域の蛮族、吐蕃から四川省建昌道雅安県から清渓県）は險を恃んで驕恣にして，前後の刺史は制する能わず。**陳顯達**の刺史に為るに及び，遣使して其の租賕（賠償金）を責める。獠帥は曰く、
「兩眼の刺史は尚ほ敢えて我を調せず，況んや一眼を乎！」
遂に其の使いを殺す。**顯達**は將吏を分部し，
「出でて獵す」
と聲言して，夜往きて之を襲い，男女は少長と無く皆な之を斬る。
■［益州を陳顯達と始興王鑒が制す］晉氏以來，益州刺史は皆な名將を以て之と為す。十一月，丁亥（１８日），(8-146p)**帝**は始めて始興王の**鑒**（続は鑑）を以て督益、寧諸軍事、益州刺史と為し，**顯達**を征（続は徴）して中護軍と為す。是より先，劫（脅）帥の**韓武方**は黨千餘人を聚めて流れを斷って暴を為し，郡縣は禁ずる能わず。**鑒**は行きて上明（城、湖北省荊南道松滋県、現・荊州市松滋市）に至り，**武方**は出で降り，長史の**虞悰**等は鹹な之を殺すを請う。**鑒**は曰く、
「之を殺せば信を失い，且つ以て善を勸める無し。」
乃ち台に啟して而して之を宥し，是に於いて巴西の蠻夷の寇暴を為す者は皆な風を望みて降り附く。**鑒**は時に年十四，行きて新城（湖北省襄陽道房県、現・十堰市房県）に至り，道路は籍籍として，云う、
「**陳顯達**は大いに士馬を選び，肯えて征（続は徴）に就かず。」
乃ち新城に停まり，典簽の**張曇晳**を遣わして往きて形勢を觀さしむ。俄に而して**顯達**は遣使して**鑒**に詣らしめ，鹹な**鑒**に勸めて之を執らしむ。**鑒**は曰く、
「**顯達**は本朝に節を立つ，必ず自ら此れ無からん。」
居ること二日，**曇晳**は還り，具に言う、
「**顯達**は已に家を遷して城を出で，日夕に**殿下**の至るを望む。」
是に於いて乃ち前む。**鑒**は文學を喜び，器服は素士の如く，蜀人は之を悦ぶ。
■乙未（２６日），魏の員外散騎常侍の**李彪**等は來聘す。

■［豫章王の嶷の優遇と名声］是の歲，詔して豫章王の**嶷**の封邑を增して四千戶と為す。宋の元嘉之世，諸王は齋閣に入れば，白服、裙帽（宋齋の間、高屋帽・下裙帽を制す、続は君の下に巾の字に作る）して人主を見ゆるを得る。唯だ太極（大極殿の前殿）の四廟を出，乃ち朝服を備える。自後此の制は遂に絕える。**上**は**嶷**と友愛し，宮中の曲宴は，元嘉の故事に依るを聽す。**嶷**は固辭して敢てせず，唯だ車駕は其の第に至り，乃ち白服、烏紗帽を以て宴に侍す。衣服、器服の制度に於いて至りて，動ち皆な啟を陳じ，事は專制する無く，務めて減省に從う。**上**は並びて許さず。**嶷**は常に盛滿を慮り，揚州を解き，以て竟陵王の**子良**に授けるを求む。**上**は終に許さず，曰く、
「汝の一世にて畢れ，多言する所無かれ。」

嶷は長は七尺八寸，善く修め範を容し，文物衛從，禮は百僚に冠たり，殿省に出入する毎に，瞻望する者は肅然とせざるは無し。

■交州刺史の**李叔獻**は既に命を受け（前巻太祖建元元年），而も外國の貢獻を斷割す。**上**は之を討たんと欲す。

世祖武皇帝上之下永明三年（乙丑，４８５年）

■［交州刺史の李叔獻討伐へ］春，正月，丙辰（52-5+1=48、丙子なら８日），大司農の**劉楷**を以て交州刺史と為し，南康、廬陵、始興の兵を發して以て**叔獻**を討つ。**叔獻**は之を耳（続は聞）にし，遣使して更に數年を申ねんと乞い，十二隊の純銀の兜鍪（かぶと）及び孔雀毦（孔雀の毛で作る飾り）を獻ず。**上**は許さず。**叔獻**は**楷**の襲う所と為るを懼れ，間道して湘川より朝に還る。

●［魏の予言など禁止］戊寅（１０日），魏は詔して曰く、

「圖讖（予言）之興るは，三季（三代の季）に出て，既に經國之典に非ず，徒らに妖邪の憑する所と為る。今よりは圖讖、秘緯，一に皆な之を焚き，留むる者は大辟を以て論ずべし！」

又た諸々の巫覡及び委巷（横町）の卜筮經典の載する所に非ざる者を嚴禁す。(8-147p)

●魏の**馮太后**は《皇誥》十八篇を作り，癸未（１５日），群臣に太華殿（魏の高宗興光四年に起す）に於いて大饗して，《皇誥》を班つ。

■辛卯（２３日），**上**は南郊に祀し，大赦す。

■詔して復た（前巻高帝建元四年に中止）國學を立てる。先師を釋奠（物を供えて祭る）して**上**の公禮に用いる。

●二月，己亥（２日），魏は皇子皇孫の封爵有る者の歲祿を制し，各々差有り。

■辛丑（４日），**上**は北郊に祭る。

●三月，丙申（２９日），魏は皇弟の**禧**を封じて咸陽王と為し，**干**（続は幹）を河南王と為し，**羽**を廣陵王と為し，**雍**を潁川王と為し，**勰**を始平王と為し，**詳**を北海王と為す。

●［始平王勰は最も賢こし］**文明太后**は學館を置き，師傅を選んで以て諸王に教え令む。**勰**は兄弟に於いて最も賢く，敏にして而して學を好み，善く文を屬し，**魏主**は尤も之を奇として愛す。

●夏，四月，癸丑（１７日），**魏主**は方山に如く。甲寅（１８日），宮に還る。

■［宋の学問推奨］初め，宋の**太宗**は總明觀を置き以て學士を集め，亦た之を東觀と謂う。**上**は國學既に立てるを以て，五月，乙未（２９日），總明觀を省く。時に**王儉**は國子の祭酒を領し，詔して**儉**の宅に於いて學士館を開き，總明の四部（經史子集を分けて甲乙丙丁四部となす。明帝泰始六年總明觀を立て学士を徴して宛て、士二十人を挙げ、分けて儒道文史陰陽五部の額とする。陰陽を言う者無く四部は儒道文史か）の書を以て之を充たす。又た**儉**に詔して家を以て府と為す。

■［王儉の学問と上の信頼］宋の**世祖**が文章を好みしより，士大夫は悉く文章を以て相い尚び，專經を以てと為す者無し。**儉**は少きとき《禮》學及び《春秋》を好み，言論造次は必ず儒者に於いて，是に由りて衣冠（の士）は翕然（集まり会う）として，更に儒術を尚ぶ。**儉**は朝儀、國典を撰次し，晉、宋より以來の故事は，諳憶せざる無く，故に朝に當たりて事を理むるに，斷決すること流れの如し。博く議して證を引く毎に，八坐、丞、郎（八坐から左右丞や諸曹郎まで）に能く異なる者無し。令史の事を咨るものは常に數十人あり，賓客は席に滿ち，**儉**は應接して辨析すること，傍く留滯は無く，言を發し筆を下せば，皆な音

彩有り。十日に一は學に還り諸生を監試し，巾卷（武冠）は庭に在り，劍衛、令史，儀容は甚だ盛んなり。解散髻を作り，斜めに簪を插し，朝野の之を慕うは，相い與に倣傚（模倣）す。**儉**は常に人に謂って曰く、「江左の風流の宰相，唯だ**謝安**有り。」
意は以て自ら比する也。**上**は深く之に委仗し，士流の選用は，奏するに可かざる無し。

●六月，庚戌（１５日），魏の（続は無し）河南王の**度易侯**を進めて車騎將軍と為し，給事中の吳興の**丘冠先**を遣わして河南に使いせしめ，並びて柔然の使いを送らしむ。
●辛亥（１６日），**魏主**は方山に如く。丁巳（２０日），宮に還る。

●［魏と宕昌王］秋，七月，癸未（１８日），魏は遣使して宕昌王の**梁彌機**の兄の子の**彌承**を拜して宕昌王と為す。初め，**彌機**は死し，子の**彌博**が立ち，吐谷渾の逼る所と為り，仇池に奔る。仇池の鎮將の**穆亮**は**彌機**の魏に事えること素より厚きを以て，其の滅亡を矜れむ。**彌博**は凶悖にして，部する所は之を惡む。**彌承**は衆の附く所と為り，（8-148p）表して之を納れるを請う。詔して之を許す。**亮**は騎三萬を帥いて龍涸（龍涸、四川省四川道松潘県、現・アバ・チベット族チャン族自治州松潘県）に軍し，擊ちて吐谷渾を走らせ，**彌承**を立てて而して還る。**亮**は，**崇**（111 卷晉安帝隆安三年）之曾孫也。
●戊子（２３日），**魏主**は魚池（太宗永興五年平城の北苑に穿つ）に如き，青原岡に登る。甲午（２９日），宮に還る。八月，己亥（５日），彌澤に如く。甲寅（２０日），牛頭山に登る。甲子（３０日），宮に還る。

●［魏の均田法施行］魏の初め，民に蔭附（自ら豪強に付いて蔭庇を求める）多し。蔭附者は皆な官役無けれど，而して豪強は征（続は徴）斂すること公賦に於いて倍す。給事中の**李安世**は上言す、
「歳饑え民は流れ，田業は多く豪右の佔奪する所と為る。桑井（井田の制）は復す難しと雖も，宜しく更めて量を均しくし，力業（民力産業）をして相い稱わ使むべし。又た，爭そう所之田は，宜しく年を限って斷すべし，事は久しく明らかにし難きは，悉く今の主に歸し，以て詐妄を絶たん。」
魏主は之を善しとし，是に由りて始めて均田を議す。冬，十月，丁未（１３日），詔して使者を遣わして州郡に循行し，牧守と天下之田を均しく給せ使む。諸男夫の十五以上は露田（樹を植えない田）四十畝を，婦人は二十畝を受け，奴婢は良丁（良人の成丁）に依る。牛一頭ごとに，田三十畝を受け，限って四牛に止める。授ける所之田は，率は之に倍す。三易之田は，之に再び倍し，以て耕作及び還受之盈縮（満たす縮める）に供す。人は年が課するに及びて則ち田を受け，老いて免じ及び身の沒するに則ち田を還す。奴婢、牛は有無に隨い以て還受す。初め田を受ける者は，男夫には二十畝を給し，課して桑五十株を種えしむ。桑田は皆な世業と為し，身は終われども還さず。恆に見口（現在の口数）を計り，盈ち有る者は受ける無く還す無く，不足する者は種を受けて法の如くし，盈つる者は其の盈を賣るを得る。諸々の民を宰する之官は，各々は近きに隨いて公田を給するに差有り，更代して相付す。賣る者は坐することは律の如し。

●辛酉（２７日），魏の魏郡の**王陳建**は卒す。
■魏の員外散騎常侍の**李彪**等來聘す。
●十二月，乙卯（２２日），魏は侍中の淮南王の**佗**を以て司徒と為す。

●［柔然の魏侵略］柔然は魏の塞を犯し，魏の任城の**王澄**は衆を帥いて之を拒み，柔然は遁げ去る。**澄**は，

雲（133 巻宋明帝泰始七年にあり）之子也。氐、羌は反し，詔して**澄**を以て都督梁、益、荊三州諸軍事、梁州刺史（魏の高祖初めて梁益二州を仇池に置く）と為す。**澄**は州に至り，叛するを討ち服するを柔らぎ，氐、羌は皆な平らぐ。

■［呂文度らの専権と唐禹之の乱］初め，**太祖**は黄門郎（前巻太祖建元二年にあり）の**虞玩之**等に命じて黄籍を檢定せしむ。**上**は即位し，別に校籍官を立て，令史を置き，限りて人一日に數巧（毎日一姦偽発見のノルマ）を得しむ。既に連年已まず，民は愁怨安ぜず。(8-149p)外監（中領軍に属す、信任は領軍を過ぎる）の會稽の**呂文度**は**上**に啟し，籍の卻（しりぞ）（続は却）け被れる者は悉く遠戍に充て，民は多く逃亡して罪を避ける。

■［富陽の唐禹之の乱］富陽（漢の富春県、元会稽、後呉郡。晋の孝武帝、簡文鄭太后の諱春を忌みて、改めて富陽とする。浙江省銭塘道富陽県、現・杭州市富陽区）の民の**唐禹之**（続はウ冠を加える）は因りて妖術を以て衆を惑わし亂を作（な）し，攻めて富陽を陷し，三吳の卻（続は却）籍者は之に奔り，衆は三萬に至る。

■［王儉に実権無し］**文度**と**茹法亮**、**呂文顯**は皆な奸諂（奸邪諂媚）を以て**上**の寵有り。**文度**は外監と為り，兵權を專制し，領軍は虚位を守り而して已む。**法亮**は中書通事の舍人と為り，權勢は尤も盛んなり。**王儉**は常に曰く、

「我は大位有りと雖も，權寄（権勢寄託）は豈に**茹公**の及ばん邪！」

■是の歳，柔然の**部真可汗**は卒し，子の**豆侖**立つ，號して**伏名敦**（恒の意味）**可汗**，改元して太平とす。

世祖武皇帝上之下永明四年（丙寅，４８６年）

●春，正月，癸亥朔（１日），魏の**高祖**の朝會，始めて衮冕（こんべん）（衮衣と冕冠の君子の服）を服す。

●壬午（２０日），柔然は魏の邊を寇す。

■［唐禹之を鎮圧］**唐禹之**は錢唐を攻め陷とし，吳郡の諸縣令は多く城を棄てて走る。**禹之**は錢唐に於いて**帝**を稱し，**太子**を立て，百官を置く。其の將の**高道度**等を遣わして東陽を攻め陷とし，東陽太守の**蕭崇之**を殺さしむ。**崇之**は，**太祖**の族弟也。又た其の將の**孫泓**を遣わして山陰を寇せしめ，浦陽江（曹娥江、浙江の境にあり、源は浦江県の西 60 里深裊山に発し東北流して錢塘江に入る）に至り，浹口戍主の**湯休武**は擊ちて之を破る。**上**は禁兵の數千人，馬數百匹を發し，東に**禹之**を擊たしむ。台軍は錢唐に至り，**禹之**の衆は烏合にて，騎兵を畏れ，一戰して而して潰え，**禹之**を擒にして斬り，進みて諸郡縣を平らぐ。

■［鎮圧軍の横暴］台軍は勝ちに乘り，頗る抄掠を縱恣（ほしいまま）にす。軍は還り，**上**は之を聞き，丁酉（続は無し、33-59+1=?），軍主の前軍將軍の**陳天福**を収め市に棄てる。左軍將軍は**劉明徹**は官を免じ、爵を削り，東冶（建康の東西二冶あり、江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区）に付す。**天福**は，**上**の寵將也，既に伏して誅し，内外は震肅せざる莫し。通事舍人の丹陽の**劉系宗**をして軍に隨いて慰勞せ使め，遍（あまね）く賊に遭える郡縣に至り，百姓の驅逼せ被れる者は悉く問う所無し。

■閏月（元嘉暦），癸巳（１日），皇子の**子貞**を立てて邵陵王と為し，皇孫の**昭文**を臨汝公と為す。

■［氐王の楊後起の後継］氐王の**楊後起**は卒す。丁未（１５日），詔して白水太守の**楊集始**を以て北秦州刺史、武都王と為す。**集始**は，**文弘**之子也。**後起**の弟の**後明**を白水太守と為す。●魏は亦た**集始**を以て武都王と為す。**集始**は魏に入朝し，魏は以て南秦州刺史と為す。

■辛亥（１９日），**上**は籍田を耕す。

■二月，己未（55-58+1?），皇弟の**金求**を立てて晉熙王と為し，**鉉**を河東王と為す。

●［魏の鄉黨之法の制定］魏は鄉黨之法無く，唯だ宗主を立てて督護する。民は多く隱冒し，三五十家を始めて一戶と為す。內秘書令（秘書省は禁中にありて呼ぶ、內秘）の**李衝**は上言す、

「宜しく古法に准（續は準）ずべし。五家に鄰長を立て，五鄰に里長を立て，五里に黨長を立て，鄉人の強謹なる者を取りて之と為すべし。鄰長は一夫，里長は二夫，黨長は三夫を復せん。(8-150p)三載は過ち無ければ，則ち一等を升（のぼ）らさん。其の民の調は，一夫一婦，帛一匹，粟二石とす。大率（おおむね）は十匹を公調と為し，二匹は調外の費と為し，三匹は百官の俸と為す。此の外復た雜調有り。民の年の八十已上なるは，一子の役に從わざるを聽す。孤獨、癃老（老衰）、篤疾（重病人）、貧窮にして自ら存する能わざる者は，三長の內に迭（たが）いに之を養食せん。」

書を奏して，詔して百官に通議せしむ。中書令の**鄭羲**等は皆な以て可からずと為す。太尉の**丕**は曰く、

「臣は謂うに若し此の法行なわれれば，公私に於いて益（續は賴、續の方が意味が通る）有り。但だ事有る之月に方（あ）たり，戶口を校比すれば，民は必らず勞怨す。請う今秋を過ぎ，冬に至りて乃ち使者を遣わし，事に於いて宜しきと為すべし。」

沖は曰く、

「『民は之に由ら使む可く（孔子の言葉），之を知ら使む可からず。』若し調時（調を課す月）に因るざれば，民は徒らに長を立てて戶を校する之勤を知り，未だ徭を均しくし賦を省く之益を見ず，心は必ず怨を生ず。宜しく調課之月に及び，稅を賦す之均しきを知ら令め，既に其の事を識り，又た其の利を得れば，之を行うこと差（やや）易し。」

群臣の多くは言う、

「九品（上中下各々三品に分ける、132 卷宋明帝泰始五年にあり）の差調は，日為（た）りて已に久しく，一旦改法せなば，恐らくは擾亂を成さん。」

文明太后は曰く、

「三長を立てれば則ち調を課すは常に准有り，苞蔭（陰を包む）之戶は出だす可く，僥倖之人は止む可し，何為（なにす）れぞ不可ならん！」

甲戌（１３日），初めて黨、裡、鄰の三長を立て，民の戶籍を定む。民は始め皆な苦を愁い，豪強なる者は尤も願わず。既に而して課調の十餘倍の費を省き，上下は之を安んず。

●［魏は柔然の使者を帰す］三月，丙申（５日），柔然は使者の**牟提**を遣わして魏に如かしむ。時に敕勒は柔然に叛し，柔然の**伏名敦可汗**は自ら將いて之を討ち，奔るを追いて西漠（大漠の西偏）に至る。魏の左僕射の**穆亮**等は虛に乘じて之を擊つを請い，中書監の**高閭**は曰く、

「秦、漢之世，海內は一統し，故に匈奴に遠征す可かりき。今南に吳寇有り，何ぞ之を捨てて虜庭に深く入る可けんや！」

魏主は曰く、

「『兵者凶器（老子の言），聖人は已むを得ず而して之を用ふ。』**先帝**は屢々出でて征伐する者は，之を未だ賓せざるの虜有りしを以ての故也。今**朕**は太平之業を承ける，奈何して故無く兵革を動かす乎！」

其の使者に厚く禮して而して之を歸す。

●［魏の五等の公服］夏，四月，辛酉（１日）朔，魏は始めて五等（朱・紫・緋・緑・青）の公服を制す。甲子（１０日），初めて法服（袞冕）を以て、輦（れん）に御し西郊（續は南郊）を祀る。

●癸酉（１３日），**魏主**は靈泉池（方山の南に靈泉宮を起こし、如渾水を引いて東西百歩南北二百歩の池を作る）に如く。戊寅（１８日），宮に還る。
●湘州の蠻は反し，刺史の**呂安國**は疾有りて討つ能わず。丁亥（２７日），尚書左僕射の**柳世隆**を以て湘州刺史と為し，討ちて之を平らぐ。
●六月，辛酉（２日），**魏主**は方山に如く。
●己卯（２５日），魏の**文明太后**は皇子の**恂**に名を賜り，大赦す。
●秋，七月，戊戌（９日），**魏主**は方山に如く。(8-151p)
●八月，乙亥（１３日），魏は尚書の五等の爵の已上に朱衣、玉珮、大小の組綬（組織して以て綬を為す、綬は以て佩玉を貫き相承受する所の者なり）を給す。
●九月，辛卯（３日），魏は明堂、辟雍を作る。
●冬，十一月，魏は議定して民官には戸に依りて俸を給す。（領する民戸の多少に応じて給俸の左とする）
●十二月，柔然は魏の邊を寇す。
●是の歳，魏は中書學を改め國子學と曰う。（先に中書博士及び中書学生を置く、改めて晉の制によりて改名）州郡に分けて置き，凡そ三十八州，二十五は河南に在り，十三は河北に在り。

世祖武皇帝上之下永明五年（丁卯，４８７年）

●春，正月，丁亥（１日）朔，**魏主**は詔して樂章を定め，雅びに非ざる者は之を除かしむ。
■［子良と范雲の問答］戊子（２日），豫章王の**嶷**を以て大司馬と為し，章陵王の**子良**を司徒と為し，臨川王の**映**、衛將軍の**王儉**、中軍將軍の**王敬則**は並びに開府儀同三司を加える。**子良**は記室の**范雲**を啟して郡と為さんとし，**上**は曰く、
「其の常に相い賣弄（権勢を振るう）するを聞く，**朕**は復た法を窮めず，當に之を宥して以て遠ざけるべし。」
子良は曰く、
「然からず。**雲**は動（やや）もすれは相い規誨（戒め正す）し，諫書は具さに存す。」
遂に取りて以て奏す，凡そ百餘紙，辭は皆な切直なり。**上**は歎息して，**子良**に謂って曰く、
「謂（おも）わず**雲**能く爾らんとは。方に汝を弼（たす）け使めん，何の宜しく出でて守るや！」
文惠太子は嘗て東田（太子宮の東の田、壯麗にして目も眩む）に出でて獲（稲刈り）を觀，顧みて衆賓に謂って曰く、
「此を刈るも亦た殊に觀る可し。」
衆は皆な、
「唯唯（いい）」，
雲は獨り曰く、
「三時之務め（春撒き夏耘し秋獲る）は，實に長勤（長時間の勤労）と為る。伏して願わくは**殿下**は稼穡（かしょく）之艱難を知りて，一朝之宴逸（えんいつ）に徇（したが）う無かれ。」

●［桓天生の反乱を討伐］荒人の**桓天生**は自ら**桓玄**の宗族を稱し，雍、司二州の蠻と相い扇動し，南陽の故城に據り，兵を魏に請い，將に入寇せんとす。丁酉（１１日），詔して丹陽尹の**蕭景先**に節を假し，步騎を總帥し，直ちに義陽を指さしめ，司州の諸軍は皆な節度を受ける。又た護軍將軍の**陳顯達**に節を假し，征虜將軍の**戴僧靜**等の水軍を帥いて宛、葉に向かわしめ，雍、司の衆（続は諸）軍は皆な**顯達**の節度を

受け，以て之を討たしむ。

●［魏の高允の長寿］魏の光祿大夫の咸陽文公の**高允**は，五帝（太武帝・景穆帝・文成帝・獻文帝・高祖）に歴事し，三省（尚書省・中書省・秘書省）に出入りし，五十餘年，未だ嘗て譴（咎め）有らず。**馮太后**及び**魏主**は甚だ之を重しとし，常に中黄門の**蘇興壽**に命じて扶侍せしむ。**允**は仁恕にして簡靜，貴重なる處ると雖も，情は寒素に同じくす。書を執り覽を吟じ，晝夜手を去らず，人に誨えるに善を以てし，恂恂（真実の貌）として倦まず。親に篤く故を念い，遺棄する所無し。**顯祖**は青、徐を平らげ，悉く其の望族を代に徙す（132 巻宋明帝泰始五年）や，**(8-152p)** 其の人は**允**之婚媾は多く，饑寒を流離す。**允**は家を傾けて施しを賑わし，鹹な其の所を得，又た其の才行に隨いて，之を朝に薦む。議者は多く初附（初めて魏に仕える）を以て之を間し，**允**は曰く、

「賢を任じ能を使う，何の新舊有るや！必ず若し有用なれば，豈に此くを以て之を抑える可きや！」

允の體は素より疾無く，是に至り微かに適わざる有り，猶ほ起居は常の如し，數日して而して卒す，年九十八なり。侍中、司空を贈り，賻襚（葬儀の贈物と衣服）甚だ厚し。魏初以來，存亡の蒙賚（賜り物の多さ），皆な及ぶ莫き也。

●［桓天生を陳顯達が撃破］**桓天生**は兵萬餘人を引いて沘陽（河南省汝陽道泌陽県、現・駐馬店市泌陽県）に至り，**陳顯達**は**戴僧靜**等を遣わして與に深橋（沘陽の四十里）にて戰い，大いに之を破り，殺獲は萬を計る。**天生**は退いて沘陽を保ち，**僧靜**は之を圍み，克たずして而して還る。荒人の**胡丘生**は懸瓠に兵を起こし以て齊に應じ，魏人は擊ちて之を破り，**丘生**は來奔す。**天生**は又た魏兵を引いて舞陰（河南省汝陽道泌陽県、現・駐馬店市泌陽県）に寇し，舞陰の戍主の**殷公愍**は拒みて擊ちて之を破り，其の副の**張麒麟**を殺し，**天生**は創を被りて退き走る。三月，丁未（２２日），**陳顯達**を以て雍州刺史と為す。**顯達**は進みて舞陽城に據す。

●**夏，五月**，壬辰（８日），**魏主**は靈泉池に如く。

●癸巳（９日），魏の南平王の**渾**は卒す。

●甲午（１０日），**魏主**は平城に還る。詔して七廟（太祖以下）の子孫及び外戚の緦麻（細布縫製の 3 月喪に使う）服已上を復し，賦役は與る所無からしむ。

●魏の南部尚書の**公孫邃**、上谷公の**張儁**は衆を帥いて**桓天生**と與に復た舞陰を寇し，**殷公愍**は擊ちて之を破る。**天生**は還りて荒中に竄す。**邃**は，**表**（魏の明元帝に事える）之孫也。

●［魏は春夏大旱と齊州刺史韓麒麟の上表］魏は春夏に大旱，代の地は尤も甚し。加えて牛疫を以て，民の餒死者は多し。六月，癸未（２９日），內外之臣に詔して極言して隱す無からしむ。齊州刺史の**韓麒麟**は上表して曰く、

「古先の哲王は，儲積九稔（三年耕して一年の食を積み、九年で三年余し、三十年で九年積む。国は九年積まずは不足、六年積まずは急、三年積まずは国に非ず、と国の役割を言う）。中代に於いて逮び，亦た斯の業を崇び，（漢では）粟を入れる者は敵を斬ると與に爵を同じにし，田に力する者は孝悌と與に賞を均しくす。今京師の民庶は，田せざる者多く，游食之口は，三分して二に居る。承平日久しく，豐穰は積年なりて，競いて相い矜誇（誇る）し，遂に侈俗を成す。貴富之家は，童妾も袨服（晴れ着）し，工商之族は，僕隸も玉食（珍食）し，而して農夫は糟糠に闕け，蠶（蚕）婦は短褐に乏し。故に耕す者は日に少く，田に荒蕪有らしむ。谷帛は府庫に罄（無くなる）き，寶貨は市裡に盈つる。衣食は室に匱しく，麗服は路に溢れる。饑寒之本は，實に斯に在り。愚

謂うに凡そ珍異之物は，皆な宜しく禁斷し，吉凶之禮は，備に格式と為す。勸めて農桑を課し，嚴に賞罰を加えるべし。數年之中に，必ず盈贍有り。(8-153p)往年戶貫（戶数鄉籍）を校比し，租賦は輕少なり。臣の統べる所の齊州では，租粟は才（続は纔）に俸を給す可く，略倉に入る無く，民に利と為すと雖も，而して長久す可からず。脫し戎役有り，或いは天災に遭えば，恐らくは供給之方，取りて濟う所無し。絹布を減じ，谷（続は穀）租を增益する可し。年に豐かならば多く積み，歲に儉ならば出して賑わさん。謂う所の私民之谷は，官に寄積するなり，官に宿積有れば，則ち民に荒年無し矣。」

秋，七月，己丑（６日），有司に詔して倉を開き賑貸せしめ，民の關を出でて食に就くを聽す。使者を遣わして籍を造り，分遣去留し，過ぐる所糧廩を給し，至る所三長之を贍養せしむ。

●［柔然の内乱］柔然の**伏名敦可汗**は殘暴にして，其の臣侯の**醫堅石洛候**は數々之を諫止し，且つ其の魏と和親を勸む。**伏名敦**は怒り，之を族誅し，是に由りて部衆は心を離す。八月，柔然は魏の邊を寇し，魏は尚書の**陸睿**を以て都督と為し，柔然を擊ち，大いに之を破る。**睿**は，**麗**之子也。初め，高車の**阿伏至羅**は部落十餘萬有り，柔然に役屬す。**伏名敦**之魏を侵す也，**阿伏至羅**は諫めるも，聽かず。**阿伏至羅**は怒り，從弟の**窮奇**と部落を帥いて西に走り，（車師）前部の西北に至り，自ら立って王と為る。國人は號して曰く、「候婁匐勒」，夏言（中国）の**天子**也。**窮奇**を號して曰く「候倍」，夏言の**太子**也。二人は甚だ親睦し，部を分けて而して立ち，**阿伏至羅**は北に居り，**窮奇**は南に居る。**伏名敦**は追いて之を擊ち，屢々**阿伏至羅**の敗る所と為り，乃ち衆を引いて東に徙る。

●［魏の尚方改革と宝物分配］九月，辛未（１日），魏は詔して起部（百工を掌る）の無益之作を罷め，宮人の機杼（機織り）を執らざる者を出す。冬，十月，丁未（１日），又た詔して尚方の錦繡、綾羅之工を罷む。四民（士農工商）の造らんと欲するは，之に任せて禁無し。是の時，魏は久しく事無く，府藏は盈積す。詔して盡く御府の衣服珍寶、太官の雜器、太僕の乘具、內庫の弓矢刀鈐（刃）の十分之八，外府の衣物、縑（帛）布、絲纊（錦）の國用に供すに非ざる者を出し，其の太半を以て百司より，下は工、商、皁隸（しもべ）に至り，六鎭の邊戍，畿內の鰥（やもめ、寡婦）、寡、孤、獨、貧、癃（病人）に逮ぶまで班賚（分け賜り）し，皆な差有り。

●［魏の国書改訂］魏の秘書令の**高祐**、丞の**李彪**は奏して《國書》の編年を改めて紀、傳、表、志と為すを請い，**魏主**は之に從う。**祐**は，**允**之從祖弟也。十二月，詔して**彪**と著作朗の**崔光**に《國書》を改修せしむ。**光**は，**道固**（宋明帝泰始五年に魏に降る）之從孫也。

●［魏主と高祐の人材登用論］**魏主**は**高祐**に問いて曰く、

「何を以て盜を止めるか？」

對えて曰く、

「昔**宋均**（45 卷漢明帝永平十七年、卓茂は密の令となる）は德を立てて，猛虎は河を渡る。**卓茂**は化を行い，蝗は境に入らず（漢平帝の時密県のみ蝗害なし）。況んや盜賊は，人也，苟しくも守宰に人を得て，治化は方有れば，之を止めるは易し矣。」

祐は又た上疏して言う、

「今之選舉は，識治之優劣を採らず，專ら年勞之多少を簡び，斯れ才を盡す之謂に非らず。宜しく此の薄藝を停め，(8-154p)彼の朽勞を棄て，唯だ是れ才を舉げるときは，則ち官方（官の道）は斯れ穆ぐ。又た勳舊之臣は，年勤は錄す可きと雖も而して才は民を撫でる者に非ざれば，爵賞を以て之に加える可く，宜

しく之に委ねるに方任を以てすべからず，謂う所の王者は人に私する財を以てす可く，人に私するに官を以てせざる者也。」

帝は之を善とす。

●［高祐は縣に講學、黨に小學を立てる］**祐**は出でて西兗州刺史と為り，滑台に鎮す。以(おも)えらく郡國には學有りと雖も，縣、黨にも亦た宜しく之を有るべしと，乃ち命じて縣に講學を立て，黨に小學を立てしむ。

世祖武皇帝上之下永明六年（戊辰，４８８年）

●［皇子の右衛將軍の子響］春，正月，乙未（１５日），魏は詔す、

「死刑を犯す者，父母、祖父母の年老い，更に成人の子孫無く，旁(かたわら)期（続は朞）親（これが為に期限を切った喪に服する者）無き者は，具に狀を以て聞かしむ。」

■［子響は皇子に戻る］初め，皇子の右衛將軍の**子響**は出でて豫章王の**嶷**を繼ぐ。**嶷**は後に子有り，表して留めて世子と為す。**子響**は入朝する毎に，車服の諸王と異なるを以て，毎に車壁を拳撃す。**上**は之を聞き，詔して車服を皇子と同じくせしむ。是に於いて有司に奏して**子響**は宜しく本に還るべしと。三月，己亥（２０日），**子響**を立てて巴東王と為す。

■［角城の攻防戦］角城の戍將の**張蒲**，大霧に因りて乘船して清（清水）中に入りて樵を採り，潜かに魏兵を納める。戍主の**皇甫仲賢**は之を覺り，衆を帥いて門中に拒ぎ戰い，僅かに能く之を卻(しりぞ)（続は却）く。魏の步騎三千餘人は已に塹外に至り，淮陰の軍主の**王僧慶**等は兵を引いて之を救い，魏人は乃ち退く。

■［隔城の桓天生を撃破］夏，四月，**桓天生**は復た魏兵を引いて出でて隔城（角城?）に據り，詔して游撃將軍の下邳の**曹虎**は諸軍を督して之を討たしむ。輔國將軍の**朱公恩**の將兵は伏を翕(ふ)（続は踑）み，**天生**の遊軍に遇い，與に戰い，之を破り，遂に進みて隔城を圍む。**天生**は魏兵の步騎萬餘人を引いて來たりて戰い，**虎**は奮撃し，大いに之を破り，俘斬は二千餘人。明くる日，攻めて（続は無し）隔城を抜き，其の襄城の太守の**帛烏祝**を斬り，復た俘斬は二千餘人。**天生**は平氏（漢の県、南陽郡に属し晋宋では義陽郡に属す。河南省汝陽道泌陽県、現・駐馬店市泌陽県）城を棄てて走る。**陳顯達**は魏を侵す。甲寅（５日），魏は豫州刺史の**拓跋斤**の將兵を遣わして之を拒む。

●甲子（１５日），魏は大赦す。

●乙丑（１６日），**魏主**は靈泉池に如く。丁卯（１８日），方山に如く。己巳（２０日），宮に還る。

●［醴陽を攻めた陳顯達は撃退される］魏は醴陽(れいよう)（醴水の北、水経注によれば淮水と同源にして別に西に注ぐ、平氏県の東北から西に泚水に注ぐ）に築城し，**陳顯達**は攻めて之を抜き，進みて泚陽を攻める。城中の將士は皆な出でて戰わんと欲す，鎮將の**韋珍**は曰く、

「彼は初めて至りて氣鋭なり，未だ與に爭う可からず，且(しばら)く共に堅く守り，其の力攻して疲弊するを待ち，然る後に之を撃たん。」

乃ち城に憑(よ)りて戰を拒み，旬有二日，**珍**は夜開門して掩撃し，**顯達**は還る。

■五月，甲午（１６日），宕昌王の**梁彌承**を以て河、涼二州刺史と為す。(8-155p)

●秋，七月，己丑（１１日），**魏主**は靈泉池に如き，遂に方山に如く。己亥（２１日），宮に還る。

■九月，壬寅（２５日），**上**は琅邪城(南琅州南琅邪郡は元は金城に治す。のち白下に治す。江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区)に如きて武を講す。

●癸卯（２６日），魏の淮南靖王の**佗**は卒す。**魏主**は方に宗廟に享し，始めて薦め，之を聞きて，為に廢

祭し，視るに臨んで哀慟す。

■冬，十月，庚申（１４日），立冬，初めて太極殿に臨みて時令（立春・立夏・大暑・立秋・立冬の五時令）を讀む。

■閏月，辛酉（１５日），尚書僕射の**王奐**を以て領軍將軍と為す。

●辛未（２５日），**魏主**は靈泉池に如く。癸酉（２７日），宮に還る。

●十二月，柔然の伊吾戍主の**高羔子**は衆三千を帥いて城を以て魏に附く。

■**上**は中外の穀帛の賤に至るを以て，尚書右丞の江夏の**李珪之**の議を用いて，上庫の錢五千萬を出し及び諸州の錢を出し，皆な糴（穀物を買う）買せ令む。

■［西陵の牛埭］西陵（浙江省会稽道蕭山県の西、渡しあり、現・杭州市蕭山区）の戍主の**杜元懿**は建言す、

「吳興に秋無く（秋の収穫無く凶作），會稽は豐かに登り，商旅は往來し，常の歲に倍して多し。西陵の牛埭（堰、河道に人工的な傾斜面を作って，舟を綱で引き上げあるいは滑り下ろす設備で，人力によるほか牛に轆轤（ろくろ）を引かせることもあり，その間は荷物を舟から下ろして車で運ぶ場合もあったのである。しかし，これには労力を要し舟の損傷も免れなかったので，堰を廃止して閘に代えられることが多かった）の稅，官格は日に三千五百。臣の見る所の如く，日に增倍す可し。並びに浦陽（浙江の境にある江の名）の南北の津、柳浦（浙江省銭塘道杭県、現・杭州市余杭区・西湖区・江干区）の四埭，官の為に一年を領攝するを乞い，格外に四百許り萬を長（增）す可し。西陵の戍前に稅を檢ずるも，戍事を妨げる無からん。餘の三埭は自ら腹心を舉げん。」

上は其の事を以て會稽に下し，會稽の行事の吳郡の**顧憲之**は議して以て為す、

「始め牛埭を立てる之意は，苟しくも逼蹴（強要）して以て稅を取るに非らざる也，乃ち風濤迅險なるを以て，急を濟い物を利する耳。後之監領者は其の本に達せず，各々が己の功を務め，或いは佗道を禁遏し，或いは空しく江行に稅す。案ずるに吳興は頻歲に稔を失い（凶作），今茲（今年）尤も甚しく、乏（之は×）しきを去りて豐に從うは，良に饑棘（急、困窮）に由る。埭司は稅を責めて，（常の）格に依りて降す弗く，舊格を新たに減じるは，尚ほ未だ議に登らず，格外に加倍するは，將に何の術を以てせんや！皇慈は恤隱（百姓の窮苦を憐れむ）し，廩（倉、扶持米）を振（発）るい調を蠲く。而るに**元懿**は災を幸いとして利を榷（丸木橋、専売、鎖国）し，困瘼（病気）を重增し，人として而して不仁なるは，古今は共に疾む！若し事言を副わざれば，譴詰（譴責）を貽さんを懼れ，必ず百方に侵苦し，公の為に怨みを賈わん。**元懿**は稟性にして苛刻は，已に往效に彰わる。物土を以て任じるは，譬えば狼を以て羊を將い（漢書の言い），其の舉げんと欲する所の腹心は，亦た當に虎に而して冠する耳。(8-156p)書に云く、『其の聚斂之臣有る與は，寧ろ盜臣有れ。』（「大学」にある孟獻子の言）此れは公に盜むは損と為すことは蓋し微かにして，民に斂するは害する所は乃ち大也を言う。愚も又以うに便宜と者，蓋し公に便に，民に宜しきをと謂う也。竊かに之の頃の便宜を言う者を見るに，能く民力之外に於いて，天を用い地を分かつ（天の道を用い地の利を分つ、孝經第六章の言）に非らず。率ね皆な即日民に宜しからず，方來（將来）公に便ならず。名は實と反し，政體に乖く有り。凡そ此等の如きは，誠に宜しく深く察すべし。」

上は之を納れて而ち止む。

●［安民之術、秘書丞の李彪建議］**魏主**は群臣を訪ねるに安民之術を以てす。秘書丞の**李彪**は封事を上りて，以て為す、

皇太子教育「豪貴之家は，奢りて僭するは度を過ぎ，第宅車服は，宜しく之れが等制を為すべし。又た，國之興亡は，塚嗣（皇太子）之善惡に在り。塚嗣之善惡は，教諭之得失に在り。**高宗文成皇帝**は嘗て群臣に謂って曰く、『**朕**は始め學ぶ之日，年は尚ほ幼沖なり，情は未だ專らす能わず。既に萬機に臨みては，溫

習するに遑あらず。今日之を思う。豈に唯だ予の咎のみにあらんや，抑々亦た師傅之勤めざるなり。』尚書の**李訢**（胡三省は、この時既に李訢の失徳が明らかになっていたので李彪は指摘）は冠を免ぎて謝す。此くは近事之鑒みる可き者也。臣は謂う宜しく古に准（続は準）じて師傅之官を立てて，以て**太子**を訓導すべし。」

常平倉「又た，漢は常平倉（27 巻漢宣帝五鳳四年）を置き以て匱乏を救う。去る歳京師は稔らず，移民を移して豐に就かしめ，既に營生（生産）を廃し，困しみて而して後に達す，又た國體に於いて，實に虚損有り。曷ぞ豫め倉粟を儲えて，安んじて而して之を給するに若かずや。豈に老弱を驅督して餬口を千里之外（四方に寄食）にするに愍らざらん哉！宜しく州郡の常調の九分之二とし，京師の度支の歳用之餘を析き，各々官司を立て，豐かな年は（粟を）糴して之を倉に積み，儉なるときは則ち私之二を加えて之を人に糶すべし。此くの如くせば，民は必らず田を力めて以て官絹を取り，財を積んで以て官粟を取らん。年登るときは則ち常に積み，歳の凶なるときは則ち直ちに給すべし。數年之中に，穀積して而して人足り，災ありと雖も害と為らざる矣。」

人材登用「又た，宜しく河表七州（秦・雍・岐・華・陝・河・涼、下文「江漢有道に帰するの情を懐」を以て之を證するときは、荊・兗・洛・青・徐・齊の七州、河表は大河の外の意味）の人中に於いて，其の門才を擢し，引いて闕に赴か令め，中州（代郡より海、南は黄河）の官比（官に任命）に依りて，能に隨いて之を序すべし。一に以て聖朝の新舊を均しくする之義を廣める可く，一（続は二）に以て江、漢の有道に歸する之情を懐しむ可し。」

兄弟父兄「又た，父子兄弟は，體を異にして氣を同じくす。罪は相い及ばざるは，乃ち君上之厚恩。憂懼の相い連なるに於いて至るは，固より自然之恆理也。無情之人は，父兄を獄に系（続は繋）がるるとも，子弟は慘惕之容無し。子弟は刑を逃（北史李彪傳には即）るるも，父兄は愧恧（恥じる）之色無し。榮位に宴安し，自若に游び從い，車馬衣冠は，華飾を變ぜず。骨肉之恩は，豈に當に然るべき也！臣愚は以為うに父兄の犯す有れば，(8-157p)宜しく子弟に素服肉袒せ令め，闕に詣りて罪を請はしむべし。子弟坐す有れば，宜しく父兄をして露板して咎を引き令め，所司若しくは職任に解くを乞わ令めん。必要ならば，宜しく許すべからざる者は，慰勉して之を留めん。此くの如くすれば，以て凡薄を敦厲（研ぐ磨く）し，人をして恥ずる所を知らし令むるに足るかな矣。」

服喪期間への配慮「又た，朝臣の親の喪に遭う者は，假（服喪期間）滿ちて職に赴く。錦を衣軒に乗せ，郊廟之祀に從う。玉を鳴らし絲委（続は綏、冠の紐）を垂れ，慶賜之燕を同じくす。人の子之道を傷つけ，天地之經を虧く。愚謂うに凡そ大父母、父母の喪に遭う者は，皆な服を終わるを聽さん。若し其の人無ければ，職業は曠しき有る者は，則ち優旨慰喩し，起ちて事を視令め，但だ出納、敷奏を綜司し而して已み，國之吉慶は，一に預る無から令む。其の軍旅之警には，墨縗（喪服）して役に從わしめん，禮に愆つと雖も，事は宜しく行うべき所也。」

魏主は皆な之に從う。是に由りて公私は豐贍に，時に水旱有りと雖も，而して民は困窮せず。」

●［**魏の百済出兵**］魏は兵を遣わして百濟を擊ち，百濟の敗る所と為る。

世祖武皇帝上之下永明七年（己巳，４８９年）

■春，正月，辛亥（７日），**上**は南郊に祀し，大赦す。

●**魏主**は南郊に祀し，始めて大駕（天子行幸の鹵簿）を備える。

■壬戌（１８日），臨川の獻王の**映**は卒す。

■［**上と王晏**］初め，**上**は鎮西長史（宋蒼梧王元徽四年就任）為り，主簿の**王晏**は傾諂（阿諛追従）を以て**上**の親

しい所と為り，是れより常に**上**の府に在り。**上**が太子と為り，**晏**は中庶子と為る。**上**之**太祖**に罪を得る也（前巻元年），**晏**は疾と稱し自ら疏(うと)くす。即位に及び，丹陽尹と為り，意任は舊の如く，朝夕進見し，朝事を議論す。豫章王の**嶷**及び**王儉**より皆な意を降して之に接す。二月，壬寅（２８日），出でて江州刺史と為る。**晏**は外出を願わず，復た留めて吏部尚書と為る。三月，甲寅（１１日），皇子の**子岳**を立てて臨賀王と為し，**子峻**を廣漢王と為し，**子琳**を宣城王と為し，**子鋭**を義安王と為す。

●［百姓餅撒きの中止命令］夏，四月，丁丑（４日），**魏主**は詔して曰く、

「樓に升りて物を散じ以て百姓を繼（續は賚(たま)う）ぐは，人馬をして騰踐せ使め，多く傷毀有りに至る。今之を斷つ可し，本費やす所の者を以て，老疾貧獨の者に賜うべし。」

●丁亥（１４日），**魏主**は靈泉池に如き，遂に方山に如く。己丑（１６日），宮に還る。

■［王儉への過度な優禮］**上**は南昌の文憲公の**王儉**を優禮し，詔して三日に一たび朝に還(いた)（續は造に作るべしと）らしめ，尚書令史は外に出でて事を諮る。**上**は猶ほ往來の煩數を以て，復た詔して**儉**を尚書下省に還らしめ，月に十日出外に出でるを聽(ゆる)す。**儉**は固く解選を求む。詔して中書監に改め，選事を參掌せしむ。

■［王儉と徐孝嗣］五月，乙巳（３日），(8-158p) **儉**は卒す。**王晏**は既に選を領し，台閣を權行し，**儉**と頗る平らかならず。禮官は**王導**に依りて，**儉**に謚して文獻を為さんと欲す。**晏**は**上**に啟して曰く、

「**導**は乃ち此の謚を得る。但だ宋氏以來，異姓に加えず。」

出でて，親しい人に謂って曰く、

「『平頭（憲の字のこと、一説に王の字）憲』事は已に行う矣。」

徐湛之之死する也（127 卷宋文帝元嘉 30 年），其の孫の**孝嗣**は孕(はら)に在りて免るるを得る。八歲にして，爵枝江縣公を襲い，宋の康樂公主に尚す。**上**の即位に及び，**孝嗣**は御史中丞と為り，風儀は端簡なり。**王儉**は人に謂って曰く、

「**徐孝嗣**は將來必ず宰相と為らん。」

上は嘗て**儉**に問う、

「誰か卿を繼ぐ可き者か？」

儉は曰く、

「東都（周の東都の洛）を臣とする之日，其れ**徐孝嗣**在るかな乎！」

■**儉**は卒し，**孝嗣**は時に吳興太守為(た)り，征して五兵尚書と為る。

●庚戌（８日），**魏主**は方澤（方丘を澤中に作り地祇を祭る）に祭る。

■［王晏は柳世隆を推薦］**上**は領軍の**王奐**を用いて尚書令と為さんと欲し，以て**王晏**に問う。**晏**と**奐**は相いに能からず，對えて曰く、

「**柳世隆**は勳望有り，恐らく宜しく**奐**の後に在るべからず。」

甲子（２２日），尚書左僕射の**柳世隆**を以て尚書令と為し，**王奐**を左僕射と為す。

■六月，丁亥（１５日），**上**は琅邪城に如く。

■［魏は二王を特に許す］魏の懷朔（魏は漢の五原郡の境に置く、六鎮反後の朔州、蒙古鳥喇特・茂明安二旗、現・バヤンノール市五原県）の鎮將の汝陰の靈王の**天賜**，長安鎮都大將、雍州刺史の南安の惠王の**楨**は，皆な髒(そう)（汚い、続は臟）に坐して死を當う。**馮太后**及び**魏主**は皇信堂（大極田の南の承賢門の外）に臨み，王公を引見し，**太后**は令して曰く、

「卿等は以為(おもう)に當に親を存して以て令を毀(やぶ)るべき邪？當に親を滅して以て法を明らかにすべき邪？」

群臣は皆な言う、

「二王は，**景穆皇帝**(世祖の子)之子，宜しく矜恕を蒙るべし。」
太后は應えず。**魏主**は乃ち下詔し，稱す、
「二王の犯す所は恕し難し，而るに**太皇太后**は惟だ**高宗**の孔懐（兄弟相思う）之恩を追う。且つ**南安王**の母に事えて孝謹なること，中外に聞こえ，並びて特に死を免じ，官爵を削奪し，終身禁錮とす。」
初め，魏朝は**楨**の貪暴なるを聞き，中散（大夫）の**閭文祖**を遣わして長安に詣りて之を察せしめ，**文祖**は**楨**の賂を受け，之が為に隠す。事は覺われ，**文祖**も亦た罪に抵る。**馮太后**は群臣に謂って曰く、
「**文祖**は前に自ら廉を謂う，今は竟に法を犯す。此くを以て之を言えば，人心は信に知る可からず！」
魏主は曰く、
「古に待放之臣（「春秋甲羊傳」晋の大夫胥甲父を衛に放つ、之を放つとは何ぞ、猶去る無しと言うが如し。是を爾という。然らば則ち何を爾という。正に近き也。此れ其の正に近きものたる奈何。古は大夫已に去りて三年、放を待つ。君これを放つは非なり。大夫放を待つは正なり）有り。卿等は自ら貪心に勝たざるを審らかにする者は，位を辭して第に歸るを聽さん。」
宰官、中散の**慕容契**は進みて曰く、(8-159p)
「小人之心は常無く，而して**帝王**之法は常有り。常無き之心を以て常有り之法を奉るは，克く堪える所に非らず，退黜に從うを乞う。」
魏主は曰く、
「**契**は心の常にす可からざるを知る，則ち貪之惡む可きを知る矣，何ぞ必らずしも退くを求めるや！」
遷して宰官令とす。**契は，白曜**（齊を平らぐの功あり）之弟の子也。
●秋，七月，丙寅（２５日），**魏主**は靈泉池に如く。
●［**魏主は齋との交流を議す**］**魏主**は群臣をして議せ使む，
「久しく齊と絕す，今使いを通ぜんと欲する，何如？」
尚書の**游明根**は曰く、
「朝廷は使者を遣わさず，又た醴陽に築いて彼の境に深く入り，皆な直、蕭賾（齋の武帝の名）に在り。今（続により追加）復た使いを遣わすは（続による），亦た可ならず乎！」
魏主は之に從う。
■八月，乙亥（４日），兼員外散騎常侍の**邢產**等を使わして來聘す。
●九月，魏は宮人を出して以て北鎮（六鎮、特に懐朔鎮か）の人の貧しく妻の無い者に賜る。
●冬，十一月，己未（１９日），魏の安豐匡王の**猛**は卒す。
●十二月，丙子（７日），魏の河東王の**苟頹**は卒す。
●平南參軍の**顏幼明**等は魏に聘す。
●魏は尚書令の**尉元**を以て司徒と為し，左僕射の**穆亮**を司空と為す。
■［**豫章王の嶷の引退と後継**］豫章王の**嶷**は自ら地位の隆重を以て，深く退素（退職隠棲）を懐い，是の歳，啟して第に還るを求む。**上**は其の世子の**子廉**を代わりて東府に鎮ぜ令む。
■**太子**の詹事の**張緒**は揚州の中正を領し，長沙王の**晃**は吳興の**聞人邕**を用いて州の議曹（漢より儒士がなる）と為すを屬し，**緒**は許さず。**晃**は書佐をして固く請わ使め，**緒**は正色して曰く、
「此れは是れ身の家の州鄉にして，**殿下**は何ぞ逼ら見るを得んや！」
■［**中書舍人の紀僧真と江學**］侍中の**江學**（続は斆）は都官尚書と為る。中書舍人の**紀僧真**は**上**の幸を得，容表に士風有り，**上**に請うて曰く、
「臣は本縣の武吏より出で，邀（幸い、「南史」江學傳には⺍に作る）えて聖時に逢い，榮を階し此に至る。兒の

為に昏（日暮れ）し**荀昭光**の女を得，即時に復た須いる所無し，唯だ**陛下**に就きて士大夫を作さんを乞う。」
上は曰く、
「此くは**江學**、**謝淪**に由り，我は意を措く（意のまま）を得ず，自ら之に詣る可し。」
僧真は旨を承けて**學**に詣り，榻（長椅子、寝台）に登りて坐定まる，**學**は顧みて左右に命じて曰う、
「吾の床（続は牀）を移して客に遠ざけよ！」
僧真は氣を喪って而して退き，**上**に告げて曰く、
「士大夫は故より天子の命ずる所に非ず！」
學は，**湛**之孫なり。**淪**は，**胎**之弟也。
●柔然の別帥の**叱呂勤**は衆を帥いて魏に降る。

令和元年 10 月 7 日	翻訳開始	10736 文字
令和元年 11 月 25 日	翻訳終了	18550 文字
令和 2 年 6 月 24 日	完訳終了	21168 文字
令和 3 年 10 月 22 日	書下し終了	22368 文字